令和８年度版

入園のしおり

豊田市立挙母こども園

もくじ

1 教育及び保育の基本理念 ---------- P. 2

2 めざすこども像・教育及び保育目標 ---------- P. 2

3 保育時間 ---------- P. 4

4 一日の保育内容 ---------- P. 5

5 食事とおやつ ---------- P. 7

6 行事について ---------- P. 10

7 健康管理 ---------- P. 11

8 家庭の協力 ---------- P. 16

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等 ---------- P. 19

10 保育料等 ---------- P. 21

11 状況が変わった場合の手続きについて ---------- P. 28

12 保育支援アプリの利用 ---------- P. 29

13 その他の取り組み ---------- P. 30

こども園等一覧表 ---------- P. 31

1　教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の３点を基本理念とします。

- 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2　めざすこども像･教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- 身近な自然や社会の事象について興味･関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- 生活の中で言葉への興味･関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する
- 共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる

【本園の保育目標】

★保育理念

・心身共にたくましく、生き生きと活動するこどもを育てる
・人の気持ちがわかり、思いやりのあるこどもを育てる
・いろいろなことに興味をもち、自分で考えるこどもを育てる

★めざす子ども像

《乳児》
・よく笑い機嫌よく遊ぶ子
・身近な物に興味や関心をもつ子
・感情や要求を表現できる子

《幼児》
・思いを言葉で伝え合い
友達と楽しく遊ぶ子
・自分で考え行動する子
・のびのびと活動する子

« 園の特色 »

☆一人一人の個性を見つめて保育します。

どの子にも素晴らしい力がありその子の良さをもっています。また、それぞれのこどもの育ちに違いがあります。一人一人の特性と発達を捉え、その子に合った援助の仕方で個性を育てていくように努めています。

☆温かい保育を大切にしています。

一人一人の子どもを肯定的に受け止め、優しく温かな雰囲気で保育をしています。

☆遊びの中で子どもの様々な力を伸ばすよう努めています。

こどもの心や身体が年齢にふさわしく健やかに育つようにこどもの興味や関心を促す教材の選択や環境構成を工夫しています。また、観察、栽培、飼育などの直接体験を多くし、豊かな感性や探求心を育てます。

☆こども園と家庭、地域との連携を大切にしています。

①保育参観や行事など、保護者が園での子どもの様子を見たり、一緒に遊んだりする機会をつくり、家庭との連携に力をいれています。

②地域の中で育っていけるように積極的に地域の行事に参加し、地域の方との交流を大切にしています。

③入園前のこども達に【子育てひろば】として園庭開放を毎日行い、子育て支援をしています。

☆様々な人と触れ合う経験を大切にしています。

同年齢はもとより、異年齢交流、小学校・中学校、こども発達センターと交流し、優しくする、優しくされる、感謝するなどの心の育ちを大切にします。

☆園・園周辺の自然・地域環境を活かして保育をしています。

公立こども園唯一の芝生の園庭で、こども達はのびのびと戸外遊びを楽しみ、園舎東側の八幡公園では四季折々の変化を感じることができます。また、挙母神社・豊田スタジアムにも園外保育に出かけ遊びます。

3　保育時間

こども園の保育時間は以下の４つに分かれます。基本的な保育時間は午前８時３０分から午後３時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前７時３０分から午後７時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

⚠早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月２５日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前８時３０分から午後３時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

（１）　入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。

（２）　登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。

（３）　家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。両親のうちどちらかの仕事がお休みなど、家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4　一日の保育内容

時間		乳児（0・1・2歳児）
7：30	早朝保育	◎登園 検温 所持品の整理 オムツ替え 保育者と朝の出会いを大切にします。抱いたりおんぶをしたりして心の安定を図り、保護者と機嫌よく別れられるようにします。
8：30	通常保育	◎遊びと生活 一人一人のこどもの生活リズムを重視して、食欲、排せつ、睡眠などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図ります。 オムツが汚れたら、こまめに取り替え、きれいになった心地よさを感じられるようにします。一人一人のこどもに合わせて、トイレに誘い、便器での排尿にも少しずつ慣れるようにします。
9：15		◎おやつ
9：30		◎遊びと生活 ・安全で生活しやすい環境の中で、寝返る、はう、座る、伝い歩く、立つ、歩くなどそれぞれにあった活動を十分に行います。また、つまむ、たたく、引っ張るなど手や指を使って遊びます。 ・園外に散歩に出かけ、身近な自然を見たり触れたりして過ごします。
11：15		◎昼　食 安心できる保育者の見守りや手助けのもと、喜んで食べる・おいしく食べることができるようにしています。
12：00		◎昼寝 一人一人の生活のリズムに合わせ、眠い時は安心して十分睡眠がとれるようにします。睡眠中の顔色、呼吸の状態、体の向きをきめ細かく観察し、うつ伏せになっている時には仰向けにし、安全に配慮しながら睡眠がとれるようにします。
14：30		◎おやつ 午後は主に手作りおやつです
15：00	延長保育	◎延長保育開始 ◎遊び ◎おやつ
18：00		◎延長保育　最終降園

時間		幼児（３・４・５歳児）
７：３０	早朝保育	◎登園 ◎持ち物の始末 ◎自由遊び 一人一人と目を合わせ、朝の挨拶をしたりスキンシップを図ったりして朝の出会いを大切にします。
８：３０	通常保育 各クラスで 過ごします	◎登園 ○自ら選んで取り組む遊び（活動） 室内遊び　戸外遊び
９：００		・こどもの興味、関心、発達を考慮した環境を整え、遊びの中で試したり工夫したりすることを大切にした、こどもが主体的に遊ぶ場。 ○クラス全体で取り組む活動 ・こどもに経験してほしい活動を、保育者の計画や意図を中心としクラスのみんなで経験する場、
１１：３０		◎昼食の準備 保育者や友達と一緒に給食を食べます。楽しい食事の中で基本的な生活習慣が身につくようにします。 ◎昼食
１１：５０		◎遊び（室内遊び・戸外遊び）
１３：００		◎昼寝（３歳児　・・・　４月～１２月頃） （４・５歳児・・　７・８月　夏季休業保育中）
１４：３０		◎降園前の集まり 手遊び、歌、絵本 持ち物の始末 保育者に絵本を読んでもらったり、みんなで歌を歌ったり、手遊びをしたりして降園前のひと時を過ごします。今日遊んだことや出来事を話し、明日もこども園に来たい気持ちをもたせていきます。 ◎基本保育児降園
１４：４５		◎延長保育開始（延長保育の部屋に移動します）
１５：００	延長保育	◎おやつ ◎遊び
１８：００		◎延長保育　最終降園

※ 土曜日保育においては、昼食・降園時間が異なります。

5　食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（３歳未満児）、幼児（３歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

○ 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。

○ 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びをもてるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとしたりする意欲を育てます。

○ おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

○ 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をすることにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。

○ 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。（土曜給食は園により多少異なります。）

〈その他〉

○食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。

○ 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合もあります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。

○春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、３～５歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が 10 人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。

○ 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

保護者の皆様へ

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1　対応方針（乳幼児共通）

◆**対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。**
食品の量、調理方法等によっての対応は原則行いません。

◆**ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。**
給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆**医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。**
食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆**重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。**
コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

2　乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3　幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。
無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、７５℃で１分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。

↓

②医療機関を受診する。

↓

③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を医師に記入してもらう。

↓

④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。

もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状

ヒスタミンによる食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかがゴロゴロすることがあります。これは、消化不良による症状です。

やまいもやきゅうり等による「仮性アレルゲン」

野菜や果物の中には、食物アレルギーと似た症状(かゆみなど)を引き起こす成分が入っているものがあります。

※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの９０％は、６歳までに治ると言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6　行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、次のような行事を行っています。
※「★」は、保護者参加の行事です。
※【弁】は弁当日です。
※その他の行事や詳しい日にちについては、コドモン「カレンダー」を御確認ください。

月	行事名	月	行事名
4月	・入園式（3,4,5 歳児） ※★保護者は、3 歳児 4,5 歳新入園児のみ参加 ・こいのぼりと遊ぶ会	10 月	・★運動会（3,4,5 歳児【弁】） ・★運動会予備日 （3,4,5 歳児【弁】） ・交通安全講習会（4,5 歳児） ・徒歩遠足（3,4,5 歳児【弁】） ・六所山野外体験学習 （5 歳児【弁】）
5月	・★保育参観、クラス懇談会 （3,4,5 歳児） ・★元城小合同引き渡し訓練 （全園児）	11 月	
6月	・キッズサッカー（5 歳児） ・プール開き	12 月	・祖父母発表会（3,4,5 歳児） ・★生活発表会 （3,4,5 歳児【弁】） ・冬のお楽しみ会 ・もちつき会
7月	・交通安全学習センター学習 （4,5 歳児） ・七夕会 ・★個別懇談会（3 歳児） ・★希望懇談会（4,5 歳児） ・プール納め	1月	・新年おめでとう会 ・★個別懇談会（4,5 歳児） ・★希望懇談会（3 歳児）
8月		2月	・豆まき会 ・★保育参観（3,4,5 歳児） ・★入園説明会（2 歳児） ・おこしものづくり（5 歳児）
9月	・夏のお楽しみ会 ・防サイ君（地震体験）（4,5 歳児）	3月	・ひなまつり会 ・お別れ会（3,4,5 歳児【弁】） ・★卒園式（5 歳児） ・修了式（3,4 歳児）
その他	・不審者訓練　・内科健診　・歯科検診　・尿検査		
毎 月	・誕生会　・交通安全指導　・避難訓練		

7　健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合ってこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

（1）　基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日３回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。
大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

①早寝、早起きをしましょう。夜９時には布団に入ることを目標としましょう。
②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
③朝、登園前にトイレに行きましょう。

（2）　清潔について

①　手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。

②　感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。

③　毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。

④　目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

（3）　日頃の健康管理について

①　持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
　例）小児ぜんそく、アレルギー体質（過敏症）、ひきつけ、けいれん、
　　関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等

②　熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、解熱剤で熱を下げている日は自宅療養をして、体調が回復してから登園しましょう。

③　こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので汗を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

（4）　体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こども**は、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、**こども**の表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。**

（5）　薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等は行いません。

・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施してくださるようお願いします。
・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

（6）　病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森　（すくすくこどもクリニック隣）豊田市東山町 2-2-9　TEL80－1633
ぴよっこ　（豊田厚生病院内）　豊田市浄水町１丁目 58 番地１　TEL43－5082
ぴーぽらんど　（トヨタ記念病院）※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

（7） 園での定期健康診断等について

① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。（内科、歯科、尿検査、視力検査（年中・年長のみ））

診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

② 相談事項等があれば事前に配付する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。

③ １歳６か月児健康診査、３歳児健康診査は、園での健康診断とは内容が異なりますので、市から届く通知に従って必ず健診を受けてください。

（8） 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- いくつかの症状が重なって見られる
- 食事や水分がとれない
- いつもと様子が違う
- 地域の感染症の流行状況から判断した場合

※登園中の発熱時には、検温表をもとに「警告体温」になりましたら様子を連絡させていただきます。（但し、「警告体温」に達しない場合でも、お子さんの様子によっては連絡させていただくことがあります）

※下痢症状が続く場合は無理をせず、ご家庭で様子を見ることをお勧めします。また、下痢が２回以上続く場合は、連絡をさせていただきます。（お子さんの体調を把握するためにも、ご家庭で下痢が出た時には、必ず登園時にお知らせください）

※下痢等で医療機関を受診する際には、こども園に登園して良いか医師にご確認ください。（ノロやロタの場合は特に、他のお子さんにうつることがあります）

★休日中に、発熱、嘔吐、下痢等、体調に心配なことがあった場合は、必ず登園時にお知らせください。

★発熱、嘔吐、下痢等があった時に、症状が治まってすぐに登園すると、ぶり返すなど病気が長引く場合があります。お子さんに無理をさせないためにも、解熱後、または症状が治まってから概ね 24 時間以上様子を見て、症状が改善していることを確認してから登園できるとよいですね。

【大便・嘔吐物・血液で汚れた衣服の取り扱いについて】

・下痢、嘔吐、血液の汚れ物が発生した場合、職員を介してウイルス等が蔓延することがないよう、園で衣服を洗うなどの処置をしませんので、御了承ください。
汚れた衣服については、各トイレの蓋付きケースに保管しておきます。迎えにみえた時に、お持ち帰りください。

《手順》 1，お子さんのカバンに、番号札がついています。
2，トイレの蓋付きケースの中で、番号札と同じものを探す。
3，中身を取り出し、ケースを消毒して帰る。
※消毒の仕方など、わからない時やご不明な点は、職員にお声かけください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

・窓を開け、十分換気をしてください。
・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
・塩素系の消毒を使用する、または85℃の熱湯に1分以上つけることで消毒の効果が得られます。但し、素材によっては縮んだり塩素系の消毒液で色落ちしたりする場合がありますので、注意書き等で適応を確認しながら消毒してください。
・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
・片付け時、周りを汚さないように気を付けてください。
・最後に石鹸でしっかりと手洗いをしてください。

（9） 感染症について

① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。

② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則１８・１９条）。

③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります（下表１のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、市で負担します。

〇豊田加茂医師会加盟医療機関（豊田加茂医師会ホームページ））
医療機関については、以下のアドレスまたはQRコードから確認してください。
https://www.toyotakamoishikai.or.jp/search/

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。

⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

⑥　清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表１　　治ゆ証明書が必要な感染症　（R7.10 時点）

治ゆ証明書が必要な感染症	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
風しん（三日はしか）	発疹（ほっしん）が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺（じかせん）、顎下腺（がっかせん）、舌下腺（ぜっかせん）の腫脹（しゅちょう）が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹（ほっしん）が痂皮化（かひか）するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退（しょうたい）した後２日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後２４時間が経過するまで

※以下のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、治ゆ証明書は不要ですが、感染拡大防止のため、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

感染症名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱後３日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

※その他の感染症（伝染性紅斑（りんご病）、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等）についても、治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

（10）　新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8　家庭の協力

（1）　登降園について

① 時間は守ってください。

・基本保育時間（通常保育）は８：30～15：00 です。**朝は９：00 までに登園しましょう。**

・通常保育のお迎え時間（引き渡し開始時間）は、１４時４５分からです。

・**送迎の時間が遅れる時は、必ず連絡をしてください。**

★**止むを得ず迎えが保育申請時間を過ぎてしまう場合は、コドモンではなく電話で連絡をしてください。**

★**保育申請時間は、保護者の方の園への到着時間ではありませんので、ご注意ください。**（お子さんと保育室を出てコドモンの打刻を済ませるまでを、保育申請時間内にしていただくようにお願いします）

② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。

③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。

④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。

⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。

⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。

- 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
- 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
- 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
- 車中にこどもを残さないでください。

【駐車場を利用される方は、下記のことを守ってください】

※駐車場は、十分な駐車台数がないことを御了承ください。

・**駐車場での立ち話やこどもを遊ばせることは、絶対に禁止です。ルールを守り、速やかな移動をお願いします。**

・**Ｖドラックの駐車場は使用できません。園駐車場に停めたままの買い物も、お控えください。**

【降園後は、園庭で遊ばずに帰りましょう】

・延長保育児が遊ぶ、駐車場が混雑する、暗くなると危険等のため、迎え後は速やかにお帰りください。**※延長保育時間も同様です。**

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。
※詳細は、入園のしおりＰ２９「１２保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」及び、別紙「保育システム「コドモン」保護者マニュアル」「コドモン・エンペイについて」を御確認ください。

（２） 生活習慣について

① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

（３）休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

（４） 保護者の緊急連絡先について

① こどもの急病など緊急時に備えて連絡先を明確にし、いつもと異なる場合は必ず園に知らせてください。
・仕事が休みの日や勤務場所がいつもと違う場合。
・登録してある連絡先が異なる場合。
※携帯番号、勤務先の電話番号が変わった場合は、直ちに知らせてください。

（５）諸連絡について

① コドモンアプリで送信する連絡、たより等に**必ず目を通して**ください。
（大切な連絡もあります。必ず保護者の方で確認をお願いします）
② 迎えに来る人や迎え時間がいつもと変わる場合は、コドモン等でお知らせください。**（※やむを得ず迎えが保育申請時間を過ぎてしまう場合は、コドモンではなく、必ず電話での連絡をお願いします）**
③ 園では９時以降はコドモンの確認が難しい場合があります。保護者の方から園に連絡がある場合、**特に緊急の時には電話で連絡をしてください。**

（６）写真販売について

写真業者が撮影した写真を販売します。５歳児を中心とした行事を優先するため、年齢によって枚数などに差が出てしまいます。御理解ください。

（７）その他

① お子さんの顔や体に理由のわからない傷があった時には虐待を疑い、園は市に報告する義務があります。**ご家庭で怪我をした時などは、必ず登園時にお知らせください。**

② 給食は安全のため、配送されてから２時間以内に食べることと市で決められています。登園が遅れ、１２：３０を過ぎる場合は食べることができません。（午後より登園を希望する場合は、ご家庭で昼食を済ませてください）

③ 行事の時など、園ではスリッパを用意しません。上履きを持参してください。祖父母の方にもお知らせください。

④ 個人情報の取り扱いには、十分御注意ください。
・詳しい内容は、別紙「個人情報の取り扱いについて」を御参照ください。
・こども園では、保護者の方の保育中の写真撮影は謹んでいただいています。
園内での写真撮影はおやめください。
（但し、入園式、運動会、生活発表会、卒園式は可とします）

⑤ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。

⑥ こどものこと、保育に関することは、こども園に気軽に御相談ください。
・保育中のトラブルで相手があって怪我等をした場合は、双方のこどもに適切な対応を心がけるとともに、内容や経緯、園の対応を双方の保護者にお知らせします。
（保護者同士も良い関係でいられるよう、声を掛け合いましょう）

⑦ 園職員への土産、感謝、お祝いなどの贈答品は公務員法に抵触しますので、御遠慮ください。お気持ちのみいただきます。

【以下の事項が発生した場合は、速やかにこども園へ連絡してください】

※保護者の方より申し出をお願いします。（書類による手続きが必要です）

（具体的な手続き内容については、P28 をご参照ください）

① 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動（結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など）、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。

② 退園される場合は、原則１５日前までに申し出てください。１５日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

9　災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の２区域となります。
・西三河北西部　⇒　豊田市西部（下記以外の地区）
・西三河北東部　⇒　豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前６時までに解除された場合は、平常通り保育します。
②午前６時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前６時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間･状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前１１時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
※豊田市から「警戒レベル３・４・５」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度５弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
②園児が園にいる時に震度５弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Ｊアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

河川氾濫時における緊急対応マニュアル

豊田市立挙母こども園

矢作川氾濫注意情報発令

○情報の収集　（園長）
（雨量・洪水注意報・警報・矢作川水位）
緊急メールとよた　豊田市ホームページ
ひまわりネットワーク

台風・集中豪雨
矢作川氾濫の恐れ

○今後の対応について保育課（34－6809）と協議
（園長）
○近隣の学校・こども園との協議　（園長）
・元城小学校（31－2280）
・みずほこども園（32－7380）

矢作川氾濫警戒情報発令

警戒レベル３

○休園・または自宅待機
※暴風警報に準ずる

○緊急引渡し
・緊急メール発信　（主任）
・遊戯室に避難誘導　（担任）
・迎えに来た保護者から引渡し
（担任）
・残留児確認（担任）

引渡し完了

○施設点検（主任）
○被害状況確認（主任）
○重要書類持ち出し準備（主任）
○保育課報告（園長）

矢作川氾濫危険情報発令

警戒レベル４

お迎えが困難な場合

○園外避難
・朝日丘中学校への受け入れ要請を
する（32-0198）（園長）(状況次
第で変わります)
・避難誘導（担任）

矢作川氾濫発生情報発令

警戒レベル５

職員も退避！！

挙母こども園は矢作川に近く、河川の氾濫の危険が高い地域です。それに伴い、挙母こども園は暴風警報、暴雨警報に関わらず、矢作川が氾濫の危険がある場合、休園または自宅待機、緊急引き渡しを行い、こどもの安全を守っていきますので御了承ください。

10 保育料等

こども園等の保育料

（1）保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の４つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前８時 30 分から午後３時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園等一覧を参照してください。
【D】土曜日保育時間	

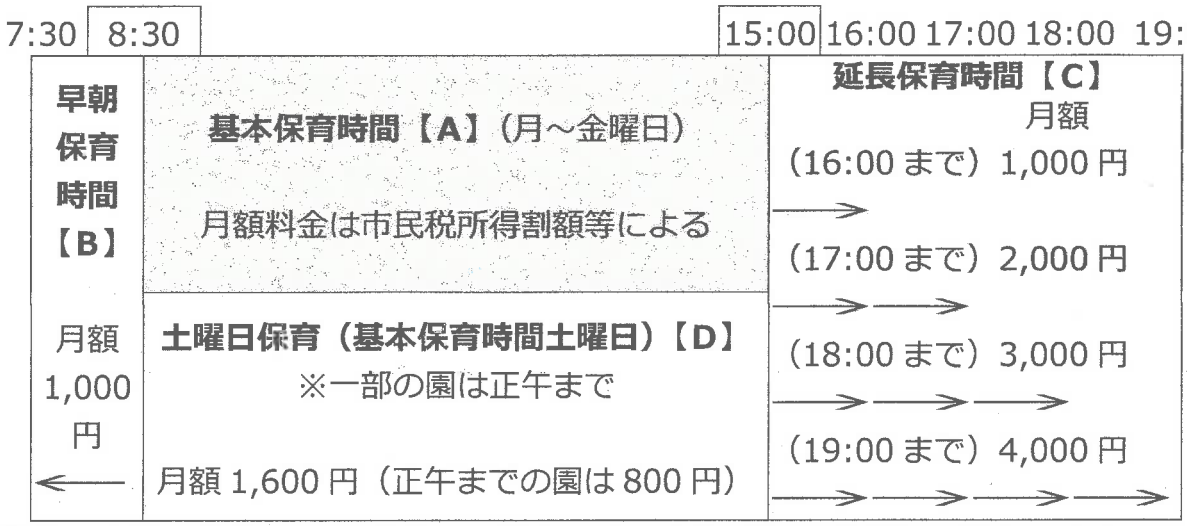

※記載の金額は乳児（0～2 歳児）の料金です。幼児（3～5 歳児）の料金は 0 円です。

（2）【A】基本保育料

平日の午前８時 30 分から午後３時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2 歳児	3～5 歳児
A	生活保護世帯	0 円	0 円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600 円未満		
C02・C92	57,700 円未満		
C03・C93	77,101 円未満		
D01	97,000 円未満	12,000 円	
D02	169,000 円未満	15,000 円	
D03	301,000 円未満	32,000 円	
D04	301,000 円以上	37,000 円	

（3）【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア　利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ　提出書類

・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ　申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに**園に**申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ　保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	**・0～2 歳児（A～C階層） ・3～5 歳児**
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算	

オ　その他

幼保連携型認定こども園の３～５歳児のうち、保育の必要性がない（１号認定）場合は、延長保育等を利用できません。
ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

（1）基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア　父	
イ　母	
ウ　家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄姉のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

（2）基本保育料の階層

こども園等の保育料（２）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

（3）保育料の多子軽減　※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄姉をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2歳児　保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第１子	D01以上	軽減なし	軽減なし
第２子以降	D01以上	０円	０円

（4）基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年９月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、９月分から保育料が変わることがあります。

※１　令和７年度市民税所得割額とは令和６年１月１日～12月31日の所得に応じて課税されます。
※２　令和８年度市民税所得割額とは令和７年１月１日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

（1）手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼･自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

（2）振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたるときは翌営業日が振替日です。

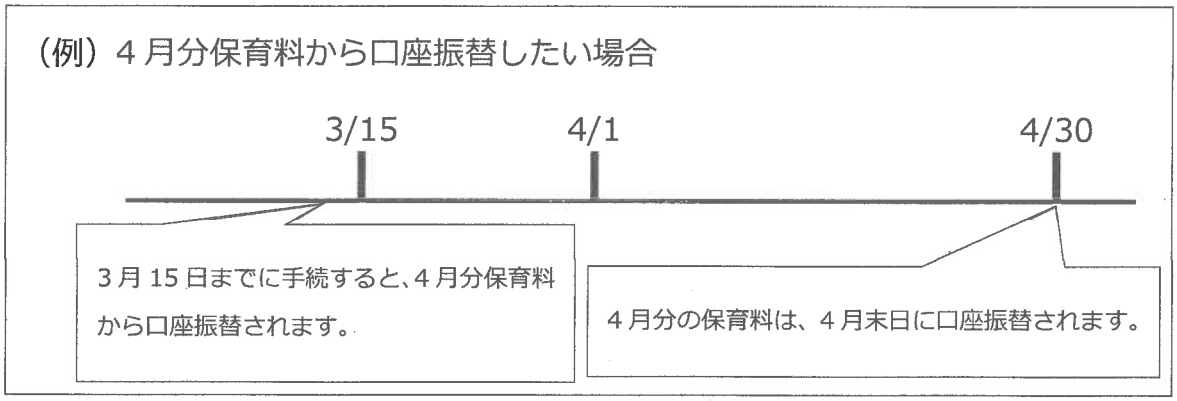

（３）その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和８年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。（再振替は対象月毎に１回のみ）

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

（１）利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

（２）提出書類

・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
・要件証明書（就労証明書等）

（３）申込み

事前に利用希望調査を行います。
春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

（４）春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	３月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	４月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	７月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	８月	０円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

（５）その他

幼保連携型認定こども園の３～５歳児のうち、保育の必要性がない（１号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外にかかる費用）

以下の支払については、「１２　保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

（１）災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円又は 200 円です。（園によって異なります。）

※上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

（２）給食費

豊田市では、公立こども園に通園する３歳児～５歳児の給食費について、令和６年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページを御参照ください。

該当ページへの二次元コード→

URL: https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

（１）延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（２）児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和５年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

（３）滞納整理業務を市債権管理課へ移管（へき地保育所：上鷹見等６園を除く）

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（４）入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

３歳児から５歳児（満３歳になった後の４月１日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の０歳児から２歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 （**分類を越えた併用は原則不可**。市外施設も対象）	保育要件あり ※1（共働き等）		保育要件なし（専業主婦（夫）等）	
		利用料	在籍園での預かり保育	利用料	在籍園での預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里、ひらしば	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 （放課後等デイサービスを除く）	○ 分類①から⑥との併用可			

※1　保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2　満３歳を含む

※3　月 1.13 万円まで。満３歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4　月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5　合計月 3.7 万円まで。０歳児から２歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市ＨＰに無償化対象施設の一覧を掲載。

１１　状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定変更申請書	要件証明書	時間外変更申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月１日
市外へ転出する場合	－	－	－	○	【期限】退園日の１５日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月１日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後２か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学　等	○	○	－	－	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後２か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	－	－	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	－	○	○	－	【期限】利用前月の２５日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。
　申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。
　この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。
※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、５歳児が２月２日以降に転出する場合は、３月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

　年度の途中でも退園していただきます。
なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

　以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

・１月の間（３１日以上）連続して欠席したとき。
・３月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※４月１日から入園式の前日まで、７月２１日から３１日まで、８月１日から３１日まで、及び卒園式の翌日から３月３１日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

１２　保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途
1	**登降園管理**	**登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。**
2	**給食申請**	**給食を申請する際に使用します。**
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉

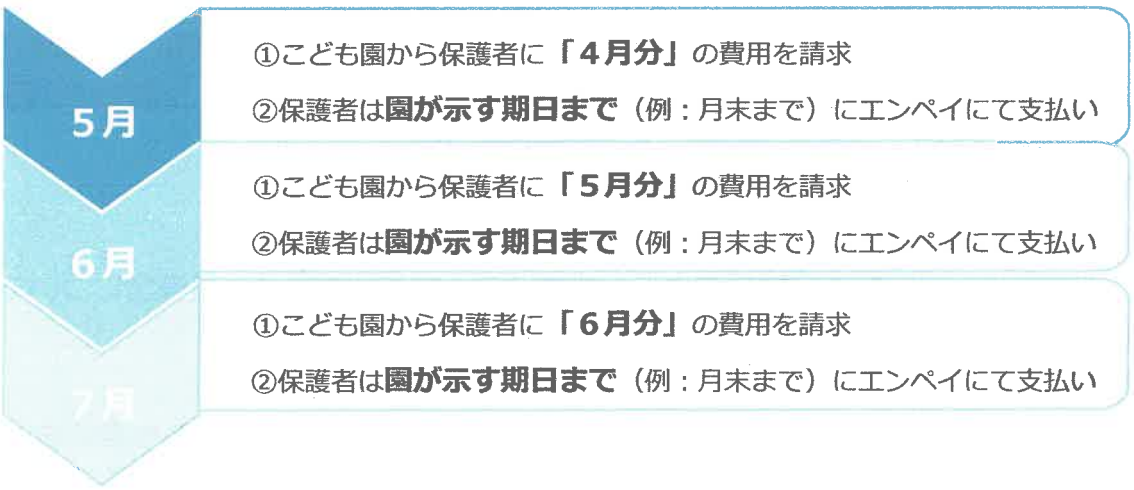

１３　その他の取組

紙おむつのサブスクについて　（運用開始：令和４年度）

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。（希望者のみ）

（１）対象

公立こども園の**０～２歳児**

（２）利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

ＱＲコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー　→　施設からのリンク集

（３）利用料金

１か月２，５０８円（税込）（令和７年１２月現在）

お申込みフォーム

（４）紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

（５）登録期限

利用開始の前月２５日まで（４月入園の場合、３月２５日まで）

２５日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合は御注意ください。

（６）解約について

前月の**月末**までに BABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。（日割り計算はありませんので、月途中解約でも１か月分料金が発生します。）

お昼寝ベッドについて　（運用開始：令和５年度）

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面（各種感染症対策等）の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

（１）対象

公立こども園の**０～３歳児**

（２）導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上＜新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定　など＞

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園　名	所在地	電話（0565）	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日保育実施	春・夏季休業保育実施	認可等
豊田	1	朝　日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ケ丘大和	五ケ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井　上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊　保	保見町権堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅　坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永　新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大　畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大　林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上　郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	ｷｯｽﾞﾊｳｽとよた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越　戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒　場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	挙　母	挙母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	挙母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄　光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町 1-43-2	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町 1-43-3	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住　吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青　松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高　橋	水間町 4-155-1	88-8088	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高　美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹　村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中　央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ケ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺　部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東　海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透　成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園　名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日保育実施	春・夏季休業保育実施	認可等
豊田	41	渡　刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	46	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	47	中　金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時　～午後4時	正午まで	○	公保
	48	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	49	名古屋柳城短期大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	50	根　川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	51	野　見	美里 5-19	80-0650	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	52	林　丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時まで	○	認(幼)
	53	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	54	東保見	保見ケ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	55	東　山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	56	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時　～午後4時	正午まで	○	公保
	57	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	58	平　井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	59	平　山	平山町 1-10-1	28-6187	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	60	広　沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	61	藤　藪	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	62	保見ケ丘	保見ケ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	63	本　地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	64	益　富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	65	松　平	九久平町築場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	66	丸　山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	67	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	68	御　船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	69	宮　口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	70	美　山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	71	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	72	美　和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	73	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	74	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	75	竜　神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	76	若　園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	77	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	78	若　林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	79	若　宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

地区	No	園　名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日保育実施	春・夏季休業保育実施	認可等
藤岡	80	飯　野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	81	石　畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	82	木　瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	83	中　山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	84	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	85	大　草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	86	道　慈	乙ケ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	87	足助もみじ	岩神町簗瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	88	大　蔵	大蔵町本城 13-1		3-5 歳児	—	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	89	則　定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	冷　田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時　～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	91	大　沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	92	東　部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	93	小　渡	下切町下切 10		3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	94	杉　本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	95	稲　武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

年間保存

令和８年度

乳児版

豊田市立挙母こども園

乳児の用品について

★…毎日持ってくるもの
☆…週の始めに持ってくるもの
◇…足りなくなったら補充するもの

（1）　家庭で用意していただく物

★体温計〈デジタル体温計（実測計）〉 体温計とキャップに **記名してください。** 	・毎朝検温をする時に使用します。 ・耳用・非接触型温度計・婦人用は使用不可 ・常時園に置いておきます。
★食事用エプロン 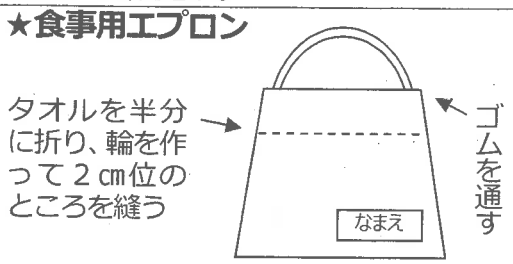	・朝おやつ・昼食・午後おやつ・延長おやつに使用します。 ・フェイスタオルを半分に折り、輪にした上部２ｃｍ位のところを縫い、ゴムを通してください。 ・ゴムは首とタオルの隙間がないように、こどもの首の大きさに合わせて作ってください。 ・洗い替え・予備等合わせて**８枚以上**が望ましいです。 （延長保育をしない方は、**６枚以上**）
★食事用おしぼり 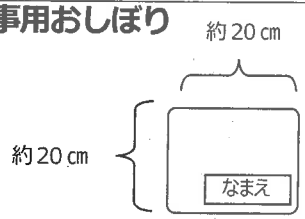	・洗い替え・予備等合わせて**８枚以上**が望ましいです。 （延長保育をしない方は、**６枚以上**） ・毎日使用する物なので破れたり、汚れたりしてきます。また、食後に口を拭く物なので、清潔な物をご準備ください。汚れてきた場合は、随時交換してください。 ※濡らして使用する為、水を吸う綿等が望ましいです。
★帽子 	・あごのゴム、つばのついている物、頭のサイズに合った物、洗いやすい素材の物をご準備ください。 ・幼児クラスと同じ色（黄緑・オレンジ・赤）、硬いつば、音が聞こえにくい耳を覆うデザインの物は、不可とします。 ・名前は帽子の横に記入してください。
★連絡ノート用ファイル　A4	・プラスチック製で**ポケット付き２つ穴リングタイプ** A4 サイズ薄めの物をご準備ください。 （ポケットがない物は、クリアファイルなどを付ける）
★手さげ袋 **（使用後のおしぼり、エプロン入れ）** 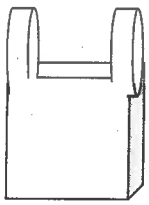	・使用したエプロンやぬれたおしぼりを入れるため、エコバック又は使い捨てビニール袋をご準備ください。菌が繁殖するため、毎日洗濯をお願いします。 **※必ず一枚一枚、記名して下さい。** ・B5 サイズ（約 30×22×９）のカゴに掛けられる大きさをご準備ください。
★おしりマット用タオル フェイスタオルを半分に折り４辺を縫う 	・オムツ交換の時に使用します。 ・名前の上に**『おしり用』**と書いてください。 ・洗い替え・予備等、合わせて**３枚以上**が望ましいです。
◇ビニール袋　20cm×30cm 位 (50～100 枚入りの物　**１セット**)	・排便時の紙オムツ・手袋等を入れるために使用します。
◇汚れ物用 **ビニール袋**（５枚） **（４５号ぐらいの物）**	・汚れた衣服などを入れるための持ち手なしの物をご準備ください。 ・１枚１枚に記名し、常時入れておいてください。
◇使い捨て手袋 ポリエチレン製やポリ塩化ビニール製 50～100 枚入りの物　**１箱**	・オムツ交換の時に使用します。使用後は、オムツと一緒に袋に入れて、廃棄します。 ・汚れ物用タッパーとオムツマット用タオル入れの消毒の際にも使用します。
◇おしりふき　２個 **（オムツかご用１つ** **予備用１つ）** 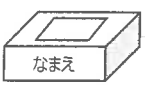	・ケースに入れるか、ふたを付けてきてください。 ・袋に必ず記名してください。
☆お昼寝コットシーツ・タオルケット	・園のコット（ベッド）を使用します。 ※詳細は　P 乳４参照

（2）　園で保管する物

〈　個人棚に入れる物　〉

衣服・その他	0歳児	1歳児	2歳児
上服	3	3	3
ズボン	3	3	3
肌着（シャツ）	2	2	2
靴下	1	1	1
フェイスタオル（汗拭き用）	1	1	1
エプロン予備	1	1	1
おしぼり予備	1	1	1
紙オムツ予備	2	2	2
お尻ふき	1	1	1
おしりマット用タオル予備	1	1	1
汚れ物用（衣服） 持ち手なしのビニール袋	5枚	5枚	5枚
汚れ物用（シーツ等） 持ち手なしのビニール袋 （シーツ等が入る大きさ）	2枚	2枚	2枚

〈　オムツかごに入れる物　〉

衣服・その他	0歳児	1歳児	2歳児
紙オムツ　又はパンツ	7枚	7枚	必要数
お尻ふき	1袋	1袋	1袋
ビニール袋（大便のオムツ用）	1袋	1袋	1袋
使い捨て手袋	1箱	1箱	1箱
おしりマット	1枚	1枚	1枚

・全ての持ち物に、**名前を大きくはっきりと**書いてください。
（オムツには、１枚ずつお尻側に名前を書く）
※登園時に履いてくるオムツにも、名前を書いてください。
※オムツが足りない場合、園のオムツを貸し出します。**名前を書かずに同じサイズのオムツ**をお返しください。

・**オムツサブスク利用の方**は、オムツ、お尻ふきは必要ありません。（サブスクのオムツ等は園でのみの使用です）
おしりマット用タオル、ビニール袋、使い捨て手袋のみご用意ください。

・汚れものが出て、家庭で用意してくださっているパンツがなくなった時は、衛生面を考慮して園の新しいパンツを使います。園のパンツを使った際には、**同じサイズの新品のパンツ**をお返しください。

・園で貸し出しをした衣服、帽子、コットシーツ、タオルケット等は、**必ず家庭で洗濯をし、園に返却**してください。

・上記の着替え等を引き出しやカゴに入れ、使用した場合は必ず補充をしてください。
また、こどもの様子や季節に合わせて中身の入れ替えをしてください。

・数については目安のため、こどもの健康状態や使用数などを考慮し、増減してください。

◎衣類について

○ ゴムの入ったズボンを着用してください。

・以下の物は着脱や排泄のトレーニングがしにくいので控えてください。

つなぎのシャツ（ロンパース）、つりズボン、つなぎのズボン、ジーンズ、 ホックやボタンで閉めるズボン、タイツ、ベルト、レッグウォーマー、レギンスなど

・体に合ったサイズの物を着せてください。サイズの合わない長ズボンは裾を踏むと危ないので、縫い上げをお願いします。また、股上の大きい物を履かせてください。

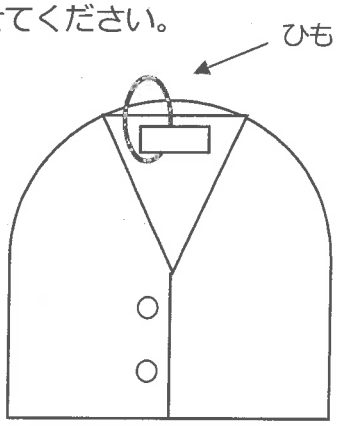

○ **フードのついていない服を**着てきてください。

・ひっかかったり、ひっぱられたりして転倒する危険があります。

・冬の防寒着もフードのついていない物にしてください。
フックにかけられるよう**襟元にひも**をつけてください。
（ブランドのタグは不可）

・必ず記名してください。

○ 季節にあった服装をしてください。

・冬場は厚着のしすぎに気を付けてください。
（子どもは体温が高いため、目安は大人－１枚が望ましい）

・室内は適温を保っています。（20℃～25℃）

○ 靴は、足に合ったはきやすい運動靴を用意してください。

・サンダル、ブーツ、スリッパ、ハイカットの靴はやめてください。

・マジックテープで留めるタイプが望ましいです。

○ 靴下は、滑りやすく危険なため、登園したらすぐ脱がせてください。

・片方ずつ記名してください。

・乳児室は、室温を調節し、年間裸足保育を行っています。戸外に出る時は、靴下を履きます。

○ その他

・名前が薄くなったら再度書いてください。

・着てくる衣服や上着にも記名してください。

（3） 清潔について

・手足の爪が伸びたら、こまめに切ってください。（週に１度は切りましょう）

・長い髪の毛は縛ってください。
（食事中に髪の毛が入ったり、髪の毛が絡まったりするなどの衛生面の配慮のため）

★髪の毛を縛るゴムは、**飾りのない太いゴム**でお願いします。

※ピンやパッチン留めのヘアピン、飾りがついたゴム等は、怪我につながり危険です。

※細いビニール製のゴムは切れやすく、口に入れる危険性があります。
付けてこないようにしてください。

（4）　昼寝について

※お昼寝ベッドは、コットと表記

〈コット用シーツ〉（洗い替え用含む２枚）

コットの大きさにあった物を市販品又は作成してご準備ください。生地は自由です。

・**頭部側と畳んである状態でも分かるように裏側にも大きく**名前を付けてください。

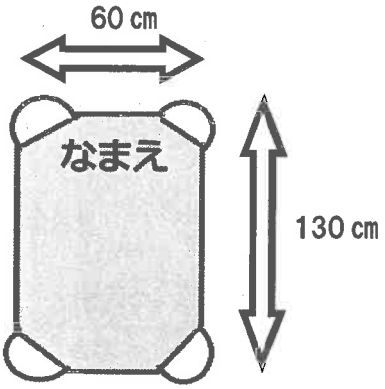

・作成する場合は、
＊布（タオル地、キルティング地など）
＊ゴム４本（目安：横 2～3 cm×長さ 35 cmほど）
＊四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
を使ってください。
※コットの大きさは下記のサイズをご確認ください

〈タオルケット等〉

（春・夏）タオルケット　（秋・冬）毛布

※季節に合わせてご準備ください。
（わたや羽毛の掛け布団は温度調節がしにくいため適しません）

・こどもの体のサイズにあった物を用意してください。

・**頭部側に大きく**名前を付けてください。

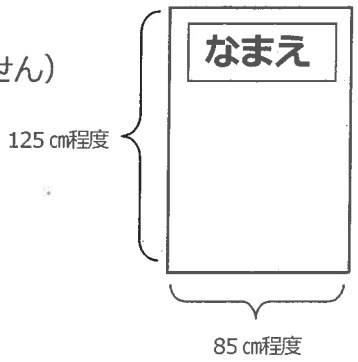

〈その他〉

・枕は不要です。

・シーツやタオルケットは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。

・コットのイメージ図とサイズ
【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm

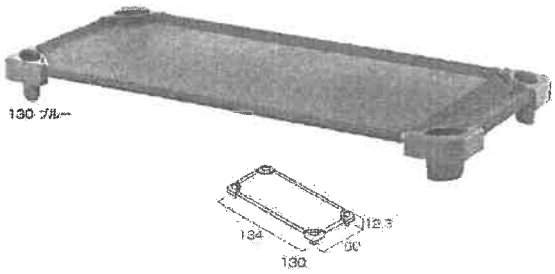

・持ち運ぶ時に袋があると便利です。袋は園で保管しないため、持ち帰っていただきます。

・シーツやタオルケットが濡れたり汚れたりした場合（おねしょ・鼻血・嘔吐等）は、シーツを汚れ物入れに入れてあるので持ち帰って洗濯し、次の日に持ってきてください。
※着替えを入れるロッカーの中に、大きめの（シーツやタオルケットが入る大きさの）ビニール袋を２枚入れておいてください。

（5）　その他

・登降園時に、食べ物や飲み物を園内に持ち込まないでください。
食物アレルギーのお子さんもいます。

・登降園時に、玩具を持ってこないようにしてください。引き出しにも入れないでください。

・乳児室は、乳児組のこどもを送迎する**保護者１名のみ**入室可能です。
幼児や付き添いの人は入れません。

（6）　保護者がすること

《登園時》　※乳児棟へは入園している乳児以外のお子さんは入れません。
（２歳以下連れ子さん以外）

① 入室前に親子で、石鹸で手を洗い**持参のハンカチ**で拭いて、入室してください。
② 検温して表に記入してください。
・36 度以下の場合は、再度測定してください。
・体温を記入し、体温計・体温表・連絡ノートを担当保育者に見せてから、所定の位置に入れてください。（体温計は、こどもに持たせない）
・爪の長さを確認して、長い場合は切ってください。
・体調の悪い時、朝の様子等、保育者に連絡をお願いします。
③　所持品を所定の場所に置いてください。
・昼寝用布団袋は持ち帰ってください。
④ 一緒にトイレに行く、または、オムツ交換をしてください。
・オムツをしている子は、排尿していないか確認し、排尿していたら取り替えてください。
⑤ お子さんを送った後、職員室前のタブレットで打刻をしてください。
※必ず保護者の方が打刻してください。

《お迎え時》

① 必ず石鹸で手を洗い、**持参のハンカチ**で拭いて、入室してください。
②　オムツマット用タオル入れをオムツカゴから外し、消毒液につけた雑巾で拭いてください。
（汚れ物がある場合は、タッパーも拭く）
③　使用済みのエプロン・おしぼりは袋ごと持ち帰ってください。
④　連絡ノート、手紙などは持ち帰り、必ず目を通してください。
⑤　タンスの中、オムツのかごの中を確認し、降園してください。（必要枚数を翌朝補充する）
⑥ お子さんを迎えにいった後、職員室前のタブレットで打刻をしてください。
※必ず保護者がしてください。

※迎えの時間・人の変更や予定時間に遅れる場合は、アプリ又は電話で必ず園にご連絡ください。
※９時以降はコドモンでの確認が難しい場合があるため、電話で連絡をしてください。
※迎えが保育申請時間を過ぎる場合も、必ず電話で連絡をしてください。

《毎週末にすること》

・コットシーツ、タオルケット等は金曜日に持ち帰り、洗濯をしてください。（金曜日欠席した場合、土曜日に取りに来てください）
・帽子、靴は毎日持ち帰り、週末に洗ってください。帽子、靴のサイズがお子さんの頭や足に合っているか、確認をお願いします。
・土曜保育を利用する場合、金曜日に一度持ち帰り、土曜日の登園時に持って来てください。土曜保育時に再度持ち帰りをお願いします。

年間保存

令和８年度

幼児版

豊田市立挙母こども園

（1）こども園で使うもの

＊全部に名前を書いてください。

【毎日園で使う物】

<コップ>

・プラスチック製で
持ち手のついた物

<コップ袋>

・コップの入る大きさの
布製のもの

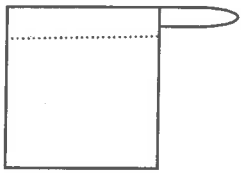

<給食袋>

・箸セット、ナフキン、タオルハンカチ

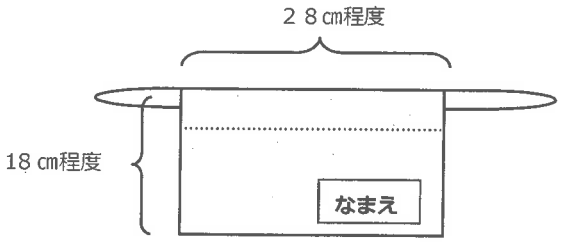

<箸セット>

・箸セットは、市より支給されたものを使用します。

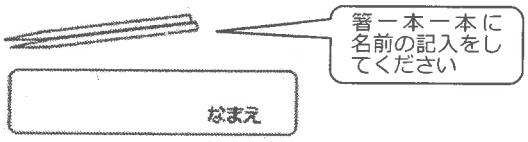

<ナフキン>

・洗い替え２枚以上が望ましいです。
・毎日洗って清潔な物を持ってきてください。
※市販の物は、縫って大きさをそろえてください。

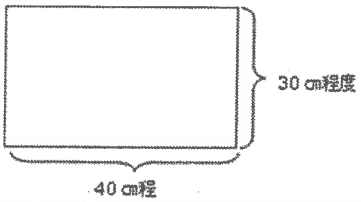

<ハンカチ・ティッシュ>

・服のポケットに毎日入れてきてください。
・ティッシュは布製のティッシュケースに入れると服のポケットから落ちにくくなります。
・ポケットがない場合は、ポシェットなどで工夫してください。

<組帽子>

・帽子の裏（黄色面）の名前欄に記名してください。

<水筒>

・コップ、ひも付きの物。
※直接飲むと、一度口に入ったお茶　　が水筒に戻り、雑菌が繁殖する恐れがあることや飲む量が見てわかりやすいため、コップ付きの水筒を用意してください。

<通園カバン>

・かばんの背面の左隅に記名した紙を入れてきてください。取れにくく、大きすぎない物にしてください。

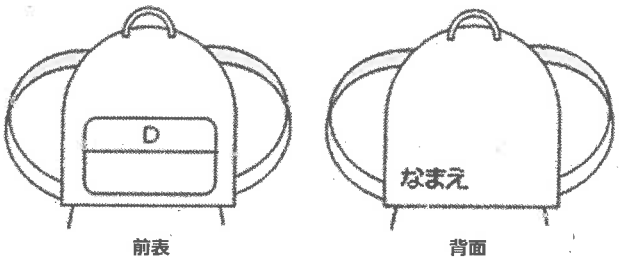

<通園服>スモック

※家庭で必要に応じて着用させてください。
※襟元に**ひもを付け**、フックにかけられるようにしてください。（服のタグでは掛けられません）
※こどもが自分で着脱しやすい服を、着用してください。

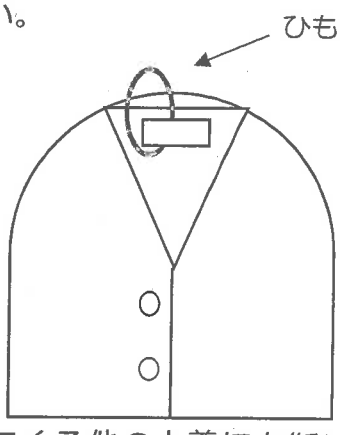

※園に着てくる他の上着にも“ひも”を付けてください。
※必ず記名をしてください。

【週のはじめに園に持ってくる物】

<手さげ袋>

・絵本の貸し出しにも使用します。
・作品、着替えた衣服などを入れて持ち帰った時は次の日、園に持って来てください。

※こども達が出し入れしやすく、畳んでしまいやすいキルティング素材の物を用意してください。

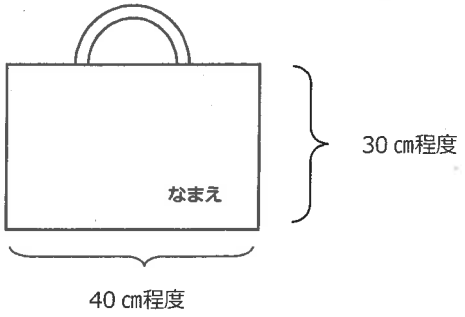

<シューズ袋>

・こどもが出し入れしやすい大きさの布製の袋をご準備ください。

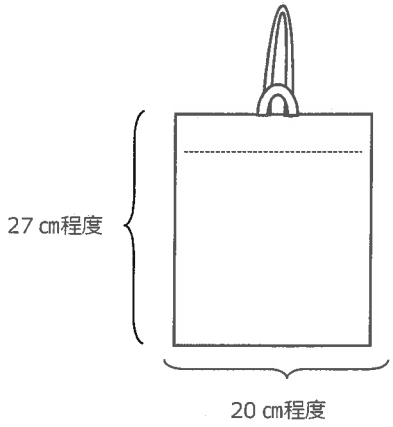

<シューズ>

・靴の前の部分とかかとの２箇所に記名してください。
※自分の物という目印や左右の区別がつくように、絵や記号を書いていただいても大丈夫です。

※運動靴にも記名してください。（かかと部分）
※３歳児は、かかとにループを付けてあると着脱しやすいです。

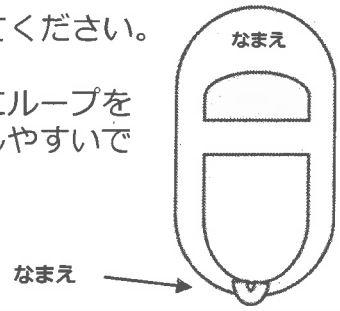

【今後使用するもの】※使用する時にお知らせします。

<弁当日の用意>

・弁当日は、水筒などが入る少し大きめのリュックサックで登園してください。
持ち物：弁当、水筒、敷物、おしぼり、ゴミを入れるビニール袋

※上記の物がすべて入る通園カバンより大きい物を用意してください。

・弁当箱はこどもが扱いやすいものを用意してください。（二段のものより一段の物を推奨）
・弁当袋に弁当と箸を一緒に入れてきてください。
（弁当袋は、弁当包みよりも巾着袋の方が自分で扱いやすい）
・箸一本ずつ、おしぼりのケース、ふた等、全ての物に記名してください。
・おしぼりは、濡らしてケースに入れてください。（使い捨ておしぼりは不可）

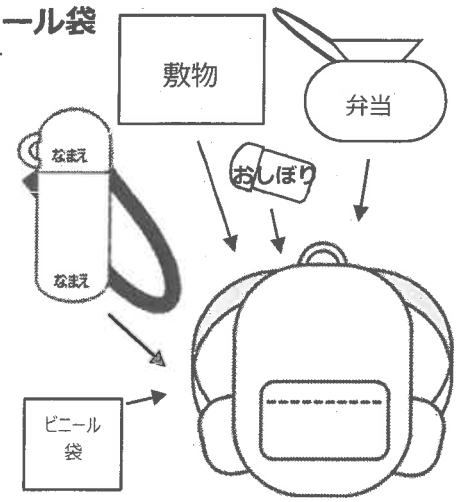

【トイレセット】

以下の物を用意してください。（毎日、用品の確認をお願いします）

・トイレトレーニング中の方・・・ビニール袋・おしりふき（ケースなし）・使い捨て手袋・お尻マット

・紙オムツを使用する方・・・ビニール袋・オムツ・おしりふき(ケースなし)・使い捨て手袋・お尻マット

※汚れ物の保管に、個人のふた付きバケツを使用します。使用人数により保護者の方に準備をお願いする場合があります。（その際はお伝えします）

【園で保管するもの】

<道具箱>（3・4歳児） A5サイズのかご

（5歳児） A4サイズのかご

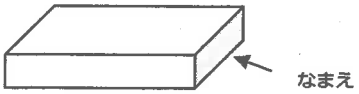

<整理かご> A4サイズのかご

（3・4・5歳児）

・ロッカー（奥行34㎝幅32㎝）で保管します。
・色は自由です。
・かごの短い側面に記名してください。

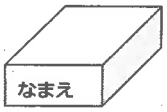

<はさみ>（3・4・5歳児）

・本体とふたと両方に記名してください。
※キャップ（ふた）のある物。

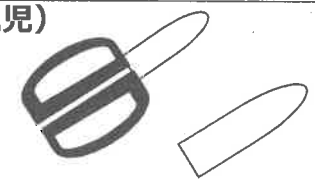

<クレパス　ケース入り（16色）>

（3・4・5歳児）

・箱、蓋、1本ずつに記名してください。
・水で消える物は色がでないため避けてください。

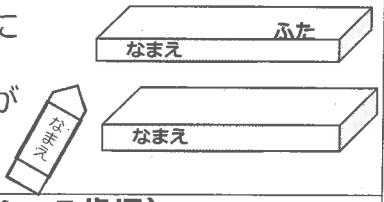

<着替え袋>（3・4・5歳児）

・着替え（下着、靴下、洋服、号のビニール袋）を各一枚ずつ、**フェイスタオル1枚**、汚れ物を入れるビニール袋3枚に記名して入れてください。
※3歳児、トイトレ中の方は多めに入れてください。
・着替えを使用したら、その都度補充をお願いします。
※3歳児はコットシーツが入る大きさの袋も1枚入れてください。

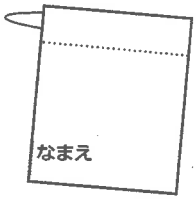

<水性マーカー・ケース入り（12色）>

（4・5歳児）

・箱、蓋、1本ずつに記名してください。
・マーカーは細すぎない物をご用意ください。
・ケースは箱でも、透明ケースでも可能です。
・色が出なくなったら、新しい物と交換してください。

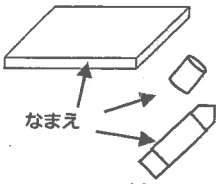

<フエキのり　容器入り>（4・5歳児）

※チューブでないもの
・本体とふたと両方に記名してください。
・形は自由です。
・のり用ヘラはいりません。
・中身がなくなったら園で補充をします。

〈絵の具8色セットケース入り〉（5歳児）

赤・青・黄・緑・黒・白・茶・うすだいだい
・キャップが取り外せない物が望ましいです。
・一本ずつ記名してください。
・蓋が取り外しの絵の具は、本体と蓋の両方に記名してください。

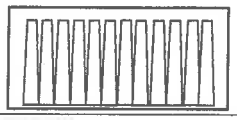

〈太字・細字両用油性マーカー・ケース入り（12色）〉（5歳児）

・箱、蓋、1本ずつに記名してください。

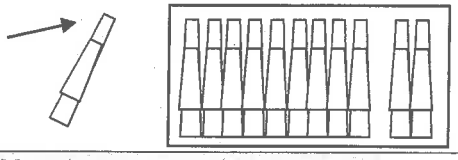

〈色鉛筆・ケース入り〉（12色）

（5歳児）

・箱、蓋、一本ずつにを記名してく

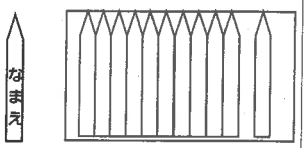

（2） 衣類について

・引っかかったり、ひっぱられたりして転倒する危険がありますので、**フードのついていない服**を着てきてください。冬の防寒着も同様に、フードのついていない物にしてください。
・靴は履きなれた運動靴にしてください。サンダル、スリッポンは危険なため不可です。
※園に着てくる衣服や上着、ハンカチ、ティッシュなど**すべての物に記名**してください。
※名前が薄くなったら再度書いてください。

<園からの貸し出しについて>

・汚れものが出て、家庭で用意してくださっているパンツがなくなった時は、衛生面を考慮して園の新しいパンツを使います。園のパンツを使った際には、**同じサイズの新品のパンツ**をお返しください。
・園で貸し出しをした衣服、シューズ、帽子、布団等は、**必ず家庭で洗濯をし、園に返却**してください。

（3） 昼寝について

【3歳児】　　※お昼寝ベッドはコットと表記

集団の中で過ごす緊張感や活動による疲労など、心身の健康を守るためにも３歳児は昼寝を必要とします。

３歳児は、全員コットを使用します。コットシーツ、タオルケットの用意をお願いします。

実施期間・・・４月～１２月頃まで

〈コットシーツ〉（洗い替え用含む２枚）

コットの大きさにあった物を市販品又は作成してご準備ください。生地は自由です。

・**頭部側と畳んである状態でも分かるように裏側にも大きく**名前を付けてください。

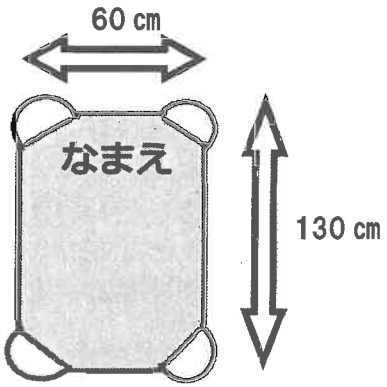

・作成する場合は、
＊布（タオル地、キルティング地など）
＊ゴム４本（目安：横 2～3 cm×長さ 35 cmほど）
＊四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
を使ってください。
※コットの大きさは下記のサイズをご確認ください

〈タオルケット等〉

（春・夏）タオルケット　（秋・冬）毛布

※季節に合わせてご準備ください。

・こどもの体のサイズにあった物を用意してください。

・**頭部側に大きく**名前を付けてください。

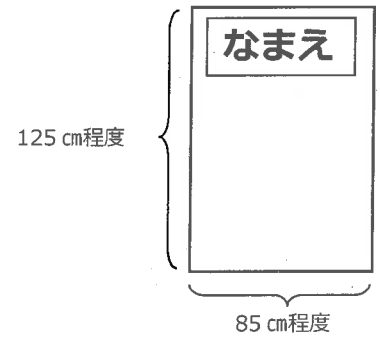

〈その他〉

・枕は不要です。

・シーツやタオルケット等は、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。

・コットのイメージ図とサイズ
【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm

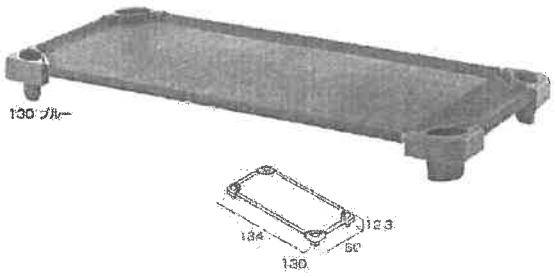

・毎週金曜日に持ち帰り、洗濯をして月曜日に持ってきてください。

・持ち運ぶ時に袋があると便利です。袋は園で保管しないため、持ち帰っていただきます。

・シーツやタオルケットが濡れたり汚れたりした場合（おねしょ・鼻血・嘔吐等）は、シーツをトイレの汚れ物入れに入れてあるので持ち帰って洗濯し、次の日に持ってきてください。

※着替え袋の中に大きめの（シーツ、タオルケット等が入る大きさの）ビニール袋を１枚入れておいてください。

【４・５歳児（夏季保育、土曜日保育を利用される方）】

４,５歳児はござの上にシーツ、もしくはタオルケットを敷いて昼寝をします。

・敷き用と掛け用の２枚のシーツやタオルケットをご準備ください。

・コット用のシーツをお持ちの方は、それを使用していただいても結構です。

・新しく準備される方は、布団ではなく、敷き用と掛け用のシーツやタオルケットを用意してください。

※サイズ等はＰ幼４の【コットシーツ、タオルケット等】を参考にしてください。

・毎週金曜日に持ち帰り、洗濯をして月曜日に持ってきてください。

・持ち運ぶ時に袋があると便利です。袋は園で保管しないため、持ち帰ってください。

・シーツが濡れたり汚れたりした場合（おねしょ・鼻血・嘔吐等）は、シーツをトイレの汚れ物入れに入れてあるので持ち帰って洗濯し、次の日に持ってきてください。

夏季保育実施期間・・・７月下旬～８月

土曜保育実施期間・・・通年

（４） その他

《キーホルダーについて》

・登園カバンに着けてくるキーホルダー等は自分の目印として**１つまで**とします。

・怪我をする恐れがありますので、**小さめの物**を付けてきてください。
（おもちゃとして遊べるキーホルダーは不可です）

・落としたり破損したりする恐れもあります。園では保証をしかねますので保護者の判断でつけてきてください。

《髪の毛について》

・長い髪の毛は縛ってください。
（食事中に髪の毛が入ったり、髪の毛が絡まったりするなどの衛生面の配慮のため）

・髪の毛を縛るゴムは、**飾りのない太いゴム**でお願いします。
※ピンやパッチン留めのヘアピン、飾りがついたゴム等は、怪我につながり危険です。
※細いビニール製のゴムは切れやすいため、園での使用には向いていません。
付けてこないようにしてください。